

フリースクールなど 多様な学びの場の



子どもの権利を 実現するための



少子化対策ではなく、 **子ども・子育て支援を**

高校生への 教育支援の拡充を



子ども関連の 予算の少なさを 見直して

つながる本部 & 子ども・子育てPT

子どものための ほうりつ

意見交換会 報告書 2021年7月29日

チルドレン・ファーストの社会を作るために 子どもたちのために 政治は何ができるか

子どもが意見を言えて 法に反映させるしくみを



障がいがあっても もっと選択肢が 増える日本に

「参加」「外国ルーツ」 視点と具体化を

子どもたちを 性犯罪から守る





はじめに

立憲民主党では、子ども・子育てプロジェクトチーム(PT、座長・大西健介衆院議員)を中心に議論を重ね、 チルドレン・ファーストの考えのもと「子どものために何をするのかこそ大事」という視点に立ち、子どものため の法律である「子ども総合基本法案」を2021年5月31日、第204回国会に提出しました。

法案提出後、大西健介PT座長らは、法案の意義について「子ども省をつくるだけでなく、子ども・子育てに係る予算をしっかり増やして、何をするか、どういう理念によって立つかということを総合パッケージとして示した。われわれが政策、法案を出すことによって、議論をリードし、各党が競い合うことによって、わが国の子ども・子育て政策が前進させられる意義がある」と述べました。法案策定にあたっては、子育て困窮世帯の当事者や支援団体など多くの方からご要望、ご意見を伺いました。



※左のQRコードから「子ども総合基本法案」の党ウェブサイトの関連記事をご覧いただけます。 法案の提出者は、大西健介子ども・子育てプロジェクトチーム(PT)座長、岡本あき子同PT事務局長、 今井雅人内閣部会長、山井和則、寺田学、後藤祐一、池田真紀各衆院議員。

さらにまた、この法案をより深め、真に子どものための政策として一段とより良いものにしていくため、日ごろから子どもたちに関わる活動をされている関係団体の皆さんから提言をお寄せ頂く意見交換会を国会議員・自治体議員参加のもと、つながる本部(本部長:枝野幸男代表)と子ども・子育てPT共催で7月29日にオンラインで開催しました。この報告書は法案要旨と意見交換会でのご発言要旨をまとめました。

「子どものためのほうりつ」 意見交換会 オンライン開催

チルドレンファーストの社会を作るために。

子どもたちのために政治は何ができるか



立憲民主党 つながる本部・子ども子育てPT 共催

右のQRコードから意見交換会の党ウェブサイト記事へ。 ご発言者の資料・YouTubeもご覧下さい。



報告書目次

はじめに		2
であいさつ/子どもの育	うちを支援する	4
「子ども総合基本法案」((子どものためのほうりつ) 資料	5 ~ 8
意見交換会報告書 子と	もたちのために政治は何ができるか	
「子ども総合基本法案」の	紹介	9
各団体からのヒアリング		10
① 末冨 芳さん	日本大学教授	
② 小河 光治さん	公益財団法人あすのば代表理事	
③ 渡辺 由美子さん	NPO法人キッズドア理事長	
④ 八木 亜紀子さん	SDG4教育キャンペーン2021事務局	
⑤ 前田 晃平さん	認定NPO法人フローレンス代表室長	
⑥ 原 ひとみさん	日本教職員組合教育文化局長	
─────	日本高等学校教職員組合中央執行委員長	
	多様な学び保障法を実現する会共同代表	
9 甲斐田 万智子さん	広げよう!子どもの権利条約キャンペーン共同代表、 認定NPO法人国際子ども権利センター (C-Rights) 代表理事	
⑩ 西崎 萌さん	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン国内事業部	
① 佐野 夢果さん	子ども当事者(インクルーシブ教育の会)	
おわりに		15

【意見交換会プログラム】

2021年7月29日オンライン開催

司会進行:子ども・子育てプロジェクトチーム (PT) 事務局長 岡本 あき子衆院議員/同PT事務局次長 石川 大我参院議員

開会

枝野 幸男代表あいさつ

小宮山 洋子元厚生労働大臣あいさつ

大西 健介PT座長・つながる本部事務総長代行あいさつ、法案概要説明

- ■出席団体発言(前半)
- ■前半の意見への感想、集約
- ■意見交換・質疑
- ■出席団体発言(後半)
- ■後半の意見への感想、集約
- ■意見交換・質疑
- ■大西座長閉会あいさつ

ごあいさつ

立憲民主党では、つながる本部で様々な暮らし、働く現場の声をお聞きし政治へとつなげていくための取り組みを進めています。障がい者の皆さんや夜間中学の問題に取り組んでおられる皆さん、最近ではワーカーズコープやワーカーズコレクティブの皆さんなどから協同労働の現場の声をお聞きしてきました。

なぜか突然菅総理が「こども庁」の設置をと発言されました。も ちろんその器、組織も大切なことですが、私たちはそれ以上に子ど もたちにとって本当に役に立つ意味のあるものにしなければならな



いという思いから、子ども・子育てプロジェクトチーム(PT)を中心として「子ども総合基本 法案」の作成を進めてきました。

7月29日には、日ごろから子どもたちに関わる活動をされている皆さんの声を直接お聞きし、「子ども総合基本法案」をさらにより良い法律案にしていきたいということで、「子どものためのほうりつ」意見交換会を開催しました。厚生労働大臣を務められ、チルドレン・ファーストの政策をこれまで進めてこられた小宮山洋子さんにもご参加いただき、NPOや教職員組合、専門家の皆さんなど多くの皆さんからご意見をお伺いすることができ、このたびその意見交換会の報告書を作成しました。

当日いただきましたご提言などを参考にして、立憲民主党として子どもたちにとって本当に必要な制度づくりを皆さんとご一緒に進めていきたいと思います。

最後になりますが、ご参加いただいた皆さんに心から感謝致します。本当にありがとうございました。 立憲民主党代表 枝野 幸男

子どもの育ちを支援する

子どもの育ちや子育てを支援するには、バラバラの政策ではなく総合的なパッケージにして、優先順位をつけて進めることが必要です。私たちは、2006年に「育ち・育む応援プラン」を作り

ました。そこには、子どもの育ちを支援するための経済的な支援や 居場所、虐待、小児医療、親・保護者の働き方など、様々な政策を 盛り込みました。

日本の子どもたちへの予算というのはOECD諸国の中で最下位に近く、それを縦割りでバラバラに進めていたら誰にも何も届かないということで、ノルウェーの「子ども家庭省」をモデルにして子ども政策と男女共同参画の施策を合わせて所管する省庁を作る必要が



あると考えました。ただ、そのためには全部で63本の法律改正が必要であり、省庁の抵抗も大変 強かったです。また、東日本大震災が発生して結局実現には至りませんでした。

立憲民主党が今回まとめた子ども総合基本法案は、「子どもの権利条約」を基本にしたものだと思います。この法律と合わせて、子どもたちに関わる政策を総合的に所管する「子ども家庭省」を作る必要があると思っています。自民党が言う少子化対策ではなくて、子どものため、子育てをしている人を応援するための制度、政策を進めることが必要です。

ぜひ、現場で活動する皆さんやご参加の多くの皆さんの声を受け止め、できれば党派も超えて 子ども・子育ての法律が作られるような取り組みを期待しています。

元厚生労働大臣 小宮山 洋子

「子ども総合基本法案」のポイント

1.八コより中身、子ども子育て予算を大幅に増やす!

○「子ども家庭省」の設置は、私たちが10年以上前から言ってきたことです。ただ、大切なのは、 予算や定員を増やすことであり、具体的に何をやるかです。

家族関係政府支出の対GDP比は、日本1.59%で、フランス2.88%、イギリス3.23%、スウェーデン3.4%と、欧州諸国と比べると半分程度です。

法案には、「子ども施策に係る十分な予算を確保する」ことが明記されています。

2.チルドレン・ファースト、子どもの権利を保障する

○立憲民主党は、「子どもの権利に関する条約」の理念にのっとり、全ての子どもの最善の利益が図られ、 その人権が保障され、社会全体で子どもの育ちを支援する社会を実現することを目指しており、 法案の目的や基本理念にそのことを明記しました。

また、イギリスの「子どもコミッショナー」やノルウェーの「子どもオンブッド」のような子ども の権利利益を擁護する独立機関の設置を法案に明記しています。

3.子どもから若者まで切れ目のない支援

○この法案で設置を検討することとしている「子ども省」は、未就学児童だけでなく、初等中等教育も対象としています。そして、子ども施策は、児童福祉法等の18歳未満の児童にとどまらず、子どもが成人になった後の関連する施策も含んでいます。

また、法案は、妊娠、出産、育児及び子どもの成長に関する切れ目のない支援を行うとともに、 これまで支援が届いていなかった中学校卒業後又は高等学校中退後に就学も就業もしていない子 どもや若者も支援の対象としています。

4.児童手当・児童扶養手当の拡充

- ○民主党政権の子ども手当では中学生へ支給を延長しましたが、「高校生の方が食費も塾代もお金がかかる」という声を受けて、高校生まで支給を延長します。
- ○自民党は、「こども庁」設置と言いながら、高所得者の特例給付を廃止し、61万人の子どもたちへの支給がなくなりました。親の年収にかかわらず、全ての子どもが支給を受けられるよう特例給付の一部廃止を復活させます。
- ○新型コロナウイルス対策で、低所得ふたり親世帯への1人5万円の給付金が野党の法案提出をきっかけに支給されました。しかし、低所得子育て世帯は、コロナ前から経済的に厳しい状態にあり、恒久的な支援が必要です。そこで、児童扶養手当制度を改めて、ふたり親を含む低所得子育て世帯に支援を行います。

5.子どもの貧困

○親の経済的困難など生まれ育った環境によって子どもの現在や将来が左右されることはあってはなりません。子どもの貧困率は、民主党政権で初めて公表されましたが、立憲民主党は、子どもの貧困率を10年間で半減させることを目標に取り組みます。

こうした施策を総合的に推進するために、子ども省を設置します!

子どもの最善の利益が図られるための 子ども施策の総合的な推進に関する法律案 概要

第一総則

一 目的

この法律は、子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項及び子ども省の設置についての検討等に関する事項について定めることにより、子ども施策を総合的に推進することを目的とすること。

二定義

この法律において「子ども施策」とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策 その他の分野における子どもに関する施策をいい、当該施策の性質上子どものほか若者を対象と することが適当である場合にあっては、若者に関する施策を含むものとすること。

三 基本理念

子ども施策の推進は、次の事項を旨として行われなければならないこと。

- ① 全ての子ども(子ども施策の対象となる若者を含む。三において同じ。)の最善の利益が 図られ、その人権を保障すること。
- ② 全ての子どもについて、個人としての尊厳を重んじ、その意見を十分に尊重するとともに、不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ③ 保護者の経済的な状況により子どもの成長が左右されることのないようにすること。
- ④ 希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、必要な支援が切れ目なく行われること。
- ⑤ 全ての子どもの命を守り、その生存と安全を保障すること。
- ⑥ 全ての子どもについて、その生まれ育った環境や家族の状況、障害の有無等にかかわらず 教育を受ける権利を保障するとともに、その成長する環境を整えること。
- ⑦ 情報通信技術の活用等を行うとともに、子育て、教育、福祉等に係る関係者との連携の確保が図られなければならないこと。

四 国、地方公共団体及び国民の責務・法制上の措置等

第二 子ども施策の基本となる事項

一 総則

- 1 子ども施策のための予算の確保
- 2 子どもの権利利益を擁護する独立機関の設置

二 子どもの生活を経済的に安定させるための施策

- 1 児童手当の拡充等
- 2 低所得者世帯の子育ての支援(児童扶養手当の拡充)
- 3 子どもの貧困対策
- 4 養育に必要な費用の支払の確保等

三 希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のための施策

- 1 妊娠、出産、育児及び子どもの成長に関する切れ目のない支援
- 2 不妊治療に係る支援
- 3 待機児童に関する問題の解消等
- 4 仕事と子育ての両立が可能な環境の整備

四 子どもの生存と安全を保障するための施策

- 1 虐待の防止等
- 2 社会的養護の拡充・ケアリーバーに対する支援
- 3 子どもが性犯罪及び性暴力の当事者とならないための取組
- 4 子どもの死亡の原因の調査 (チャイルド・デス・レビュー)

五 教育を受ける権利を保障するための施策

- 1 学校教育に係る支援等
- 2 いじめの防止
- 3 子どもの居場所の確保

六 特別の支援を必要とする子どもに関する施策

- 1 特別の支援を必要とする子どもが学び、成長するための支援及び環境の整備等
- 2 ヤングケアラーの負担の軽減
- 3 修学及び就業のいずれもしていない子ども、若者等の支援

七補則

- 1 子育て等の分野における情報通信技術の活用等
- 2 子育て、教育、福祉等の関係者との連携

第三 子ども省の設置についての検討等

一 子ども省の設置についての検討

政府は、子ども施策の総合的な推進を図るため、子ども省の設置について、子ども省設置推進本部において検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

二 子ども省設置推進本部

1 設置等

子ども省の設置を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする子ども省設置推進本部(以下「本部」という。)を置くこととし、本部の組織等について定めること。

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

- ① 一に基づいて子ども省の設置について検討を行うこと。
- ② ①のほか、子ども省の設置及びこれに伴う国の行政機関の再編成で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第四 施行期日

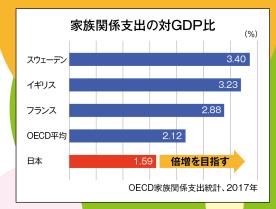
この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第三は、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行すること。

チどものためのほういっている303

予算の確保(倍増へ!)

○ハコより中身、子ども子育て予算を大幅に 増やします。

日本の家族関係政府支出の対GDP比は、 欧州諸国と比べると半分程度です。



02

チルドレン・ファースト

- ○子どもの権利を保障
- ・子どもの命と安全が守られること
- ・虐待や差別から守られること
- ・居場所があり、学び・遊び・休む権利
- ・子どもの意見表明する権利
- ○そのための子どものコミッショナー (イギリス)子どもオンブット(ノル ウェー)のような、子どもの権利利益 を擁護する独立機関を設置

子どもから若者まで 切れ目のない支援

- ○生まれる前からの支援(妊娠、 出産、育児)
- ○○○歳~小・中・高校生も対象
- ○成人になった後も支援
- ○中学校卒業後または高等学校 中退後に就学・就業していない 子どもや若者にも支援

04

児童手当・ 児童扶養手当の拡充

- ○児童手当を高校生まで対象に(民主 党政権時に中学生まで拡大)
- ○今国会、与党が廃止した特例給付の 復活
- ○ふたり親低所得世帯も児童扶養手 ▲ 当の対象に

U5

子どもの貧困



- ○子どもの貧困率半減 を10年間の目標に
- ○生まれ育った環境に子 どもの現在や将来が 左右されないよう、あ らゆる子どもの貧困対 策を強化

こうした施策を一元的に担うため、 子ども省を設置します。





子どもたちのために**政治**は何ができるか



「子ども総合基本法案」の紹介

子ども・子育てプロジェクトチーム座長 つながる本部事務総長代行/衆院議員

大西 健介

皆さんにご意見をいただくにあたって、先の通常国会(第 204 回国会)に提出した「子ども総合基本法案」について紹介させていただきます。

私たちはまず、子ども政策の基本として、「子どもの最善の 利益を図る」ことを理念の中心に掲げました。

あわせて、一元的に子ども政策を推進する組織も必要ですが、子どもを権利の主体と捉えて、その権利を擁護するため、子どもコミッショナー(イギリス)や子どもオンブット(ノルウェー)のような、「子どもの権利利益を擁護する独立機関」の設置を掲げています。

また、妊娠・出産・子育て、それから未就学児にとどまらず、小学・中学・高校・大学生、場合によっては若者に至るまで、「子どもから若者まで切れ目のない支援」をこの法律で進めていくこととしています。

与党は「こども庁」の設置と言いながら、一方で高所得者の 児童手当の特例給付を廃止する法律を先の国会で成立させまし た。私たちは「児童手当・児童扶養手当の拡充」を掲げました。 親の収入に関わらず全ての子どもたちを児童手当の対象とすべ きとし、さらに民主党政権時に小学生までだった児童手当の支 給期間を中学校卒業までに延長しましたが、高校生は食費や衣 服代、塾の費用など家計の負担が大きいことから、児童手当の 支給期間については高校卒業まで延長することを今回掲げまし た。コロナ禍において拡充された児童扶養手当についても、平 時からふたり親世帯への支援が必要だと考えています。

イギリスやフランスなどと比べて半分程度と言われている子 どもに関わる予算を、端的に言うと倍増していくことを、私た ちは目指したいと思っています。

以上が法律案のポイントで、パッケージとしての我々の考え 方を示させていただきました。現場でのお取り組みなどから 様々なご助言やご提言をいただき、この法律案をブラッシュ アップしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いし ます。



少子化対策ではなく、子ども・家族支援策を

日本大学教授 末冨 芳 さん

7月に、『子育て罰「親子に冷たい日本」を変えるには』(光文社新書)という本を出しました。ゴールは親子に優しい体制、対策を提言しており、少子化対策ではなく、子ども・家族支援策が大事だとしています。私からは総論的なお話しをさせていただきたいと思います。

何より大事なのは、今回立憲民主党が提出した法律案にもございますが、子どもの権利を実現するための法制度というのが、基本であるべきだということです。普遍主義ですべての子どもを大事にした政策が行われなければいけません。それが子どもの権利を尊重するという国の政策として当たり前のことだからです。あわせて、広い財源というものが必要になるということです。

その中で具体的にお願いしたいことは3点あります。1点目が、与野党合意に基づく子ども・家族対策と財源確保です。特に教育の無償化と児童手当での所得制限の改善策です。2点目めは、子ども・教育への投資というのは国の生き残りと成長の基本とされていますが、日本ではあまりにも危機感がなさ過ぎ



ると思っています。十分な予算が必要です。3点目は、子どもを差別・分断する制度をやめていただきたいということです。 普遍主義をベースとした低所得層、中間所得層への支援をお願いしたいと思います。

最後に、子どもの貧困対策も子どもの権利を実現するための 大切な施策ですので、その財源と必要な人材を確保していくと いう方針を明示していただいて、子どもや子育てをする親に とって安全で、安心な日本なんだという実感が持てる公約と政 策を実現していただきたいと思っております。

全ての子どもたちに漏れのない支援を

公益財団法人あすのば代表理事 小河 光治 さん

全ての子どもの権利を守り、支援の拡充とさらに困窮する子 どもたちには手厚い支援をしていただきたいということが、私 が申し上げたいことです。

民主党政権下で初めて子どもの貧困率を発表していただき、それが「子どもの貧困対策法」の制定につながりました。「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワークの皆さんや市民が一つになってこの法律の制定を求め、党派を超えて議員立法で成立していただいてこの6月で8年となりました。それをさらに進めるための法律を皆さんが作ろうとしています。これも党派を超えてぜひお願いをしたいと思っています。普遍的な子どものための法律を、1日も早い実現を願っております。

コロナ禍においては、子どもの貧困をはじめ多くの課題をあぶり出したと思いますが、私たちあすのばは昨年1年間に約8000人の子どもたちに3億円の給付金をお届けしました。「子どもの貧困対策法」を根拠にして、児童扶養手当では第2子以降の給付額が加算されたり、婚姻歴のないひとり親に公平な税制ができたり、今回もふたり親を含めて給付されました。さ



らに、児童手当を高校までに広げていただきたいこと、児童扶養手当をさらに加算していただく、あるいは児童手当に低所得世帯への加算をしていただくというような形で、より手厚い支援をぜひお願いしたいと思っております。

全ての子どもたちに対して、漏れのないように支援をしていただくことが、あすのばでの6年間の活動の中で本当に大切だということをつくづく思っています。



■公益財団法人あすのば

最大の原因は子ども関連予算が少ないこと

NPO法人キッズドア理事長 渡辺 由美子 さん

キッズドアでは、子どもの貧困問題は非常に大変な状況だということを言い続けてきたつもりですけれども、抜本的な改革がされず、さらにコロナ禍もあり非正規で働き、子どもを育てている方々などは本当に厳しい状況になっています。

ゴールデンウィークに食料支援を 2000 世帯に行い、その方々からお礼のはがきが届きました。中には、役所に相談に行き、自分と子ども 3 人の 1 ヵ月の食費が 1 万 5000 円だと伝えたら、「削れませんか」と言われたと。他にも、大学を受験したいと思っても、2 万円近い大学共通テストの受験料が負担できなかったと。こういった声にぜひ応えていただきたいと思っております。

全国 2400 世帯の方々とつながって、そのお声を聞きながら 事業を進めていますが、夏休みに給食がなくなるということで 非常に心配しております。6 月から7 月に行った調査の結果で は、私たちが支援している家庭は、年収 200 万円未満が65%で、 300 万円未満は88%です。夏休み中の食事に関して聞くと、「不 安がある」という方が87%です。昨年は1人10万円の特別定



額給付金がありましたが、今年はありません。ぜひこういった 方への緊急支援をと思います。そもそもこのような調査を NPO が実施しなければならないこと自体おかしなことだと思います。

最大の原因は子ども関連の予算が少ないということで、家族 政策と教育費の支出を足しても GDP 比 4.2% と大変少ないのが 現状です。アメリカは子育て家庭へ 10 年で 90 兆円の減税を進 めています。こういった政策が必要だと思っています。



■NPO法人キッズドア

「参加」「外国ルーツ」「ジェンダー」の視点と具体化を

SDG4教育キャンペーン2021事務局

八木 亜紀子 さん

「SDG4 教育キャンペーン」は「教育協力 NGO ネットワーク (JNNE)」が主催する政策提言キャンペーンです。SDGs では、2030 年までにすべての子どもが質の高い就学前教育、初等教育、中等教育を受け、成人識字率を改善することを目標に掲げており、その達成に向けた取組みを進めています。

今回の子ども総合基本法案は、まず子どもの権利条約に基づいているということが本当に素晴らしいと思っており、ぜひ推し進めていただきたいと思います。その上で、3点提言をさせていただきます。

1 点目は子どもの参加です。子どもの意見表明権というのが 非常に大事だというのは同意するのですけれども、どのように 意見表明権を行使するのか。子どもコミッショナーが例にあ がっていましたが、その方法であるとか、意見表明をした子ど もの保障であるとか、さらに具体的な取り組みが明確になると いいなと思います。

2点目は、「全ての子ども」とありますが、外国にルーツを持つ子どもたち、無国籍の子どもたち、外国人学校などいろいろ



排除されている分野がありますので、外国にルーツをもつ子どももその対象とするようお願いします。

3 点目はジェンダー・多様性です。日本の学校において、教員というのはロールモデルとなるのですが、非常に多様性が少ないということで、校長・副校長に占める女性の割合を増やすなど、その環境を整えることをお願いしたいと思います。

最後に、教育・子ども分野への予算配分が非常に少ない、これは ODA も同様です。ぜひ、それを変えていただきたい。まずは日本のこと、そして海外の教育・子ども分野にも広げていただきたいと思っています。

■教育協力NGOネットワーク(JNNE)

子どもたちを性犯罪から守る

認定NPO法人フローレンス代表室長 前田 晃平 さん

子どものための法律の中で本当に大切なことの一つは、子ど もは社会で育てていくということだと認識しています。本日は、 保育・教育現場の性犯罪ゼロについてお話しをさせていただけ ればと思います。

子どもを預けた先の学校や保育園が性犯罪の温床になってい ます。法務省の調査ですが、小児わいせつや小児性犯罪といわ れる類のものは、成人に対する性犯罪などと比べて極めて再 犯率が高く、その常習性も指摘されています。昨年6月にも、 ベビーシッターが子ども2人に対する性犯罪で逮捕されると いう事件がありました。こういったことが起こると、怖くて預 けられなくなってしまいますし、子どものときに負ってしまっ た傷というのは生涯にわたってそうそう消えるものではなく、 子どもの一生に本当に深刻な影響を及ぼしてしまいます。

その対策として、日本版 DBS ※で、性犯罪の前科のある人 への規制が必要ではないかと思います。現状では、前科があっ たとしても、教育や保育の現場に就職できてしまい、一つの職 場でアウトになったとしても、次の職場で同じことを繰り返す



というようなことが言われています。性犯罪歴がある人は子ど もと関わる職場に就業できない、就業する際は無犯罪証明書の 提出を義務付けるといった法律が必要だろうと思っています。

先の通常国会で、性犯罪者をキックアウトするような法律が 制定されましたが、残念ながら教育現場にとどまっているのが 現状です。行政の都合で縦割りで論じるのではなく、子どもを 包括的に守る仕組みが必要です。

※ DBS (Disclosure and Barring Service): 前歴開示及び前歴者 就業制限機構とされ英国司法省管轄の犯歴証明管理及び発行シ ステム。

■認定NPO法人フローレンス

子どもの権利条約一般原則の明文化を

日本教職員組合 教育文化局長 原 ひとみ さん

子ども総合基本法は子どものいじめの問題や不登校、貧困の 問題などの解決のための根拠となり、子どものストレスや教職 員のストレスなど、学校現場、学校システムそのものも変えて いけるような法律にしていただきたいです。

子どもの権利条約の一般原則を明文化し、子どもの権利保障 の基本理念を法律とするべきであり、国連子どもの権利委員会 から出されている総括所見や一般的意見を重視して、それを反 映させたものにしていってもらいたいです。

子ども総合基本法では、子どもそのものに焦点を当て、また 子どもの育ちを支えるためのおとなに焦点を当てていってはど うかと思います。そのためにも、基本理念に「子どもの参画」 ということをきちんと記述した方がいいと考えます。また、法 律そのものも子どもにも誰でもが理解できる、平易な文言を使 うなどの配慮が必要ではないかと思います。

それから、特に教育や司法などでは子どもの権利条約の理念が なかなか反映されていないのではないかという指摘もありますの で、既存の法律の見直しを進めていく必要があると思います。



また、少子化対策についてはとても大事なことではあるので すが、別法で検討する課題だというふうに考えています。

子ども省など新しい行政機関については、これまで十分機 能してこなかった府省庁連携について改めて総括的、包括的 に検証した上で、慎重に作っていく必要があるのではないか と思います。



日本教職員組合

高校生への教育支援の拡充を

日本高等学校教職員組合 中央執行委員長 吉川 正智 さん

教育予算につきましては、本当に日本は世界各国と比べて低いので、ぜひ教育予算を増やして、我々の立場から言えば人件費にもあてていただきたいと考えております。教育にかかる費用、児童手当につきまして、対象を高校生までにということは賛成で、定時制高校に対しても年齢ではなく卒業するまでということでお願いできればと思います。

また、経済的理由によって大学等へ進学できない生徒がいます。将来どうするかと聞くと「うちはお金がないので就職します」と言う生徒がいるのです。そうした点からも大学の無償化も必要だと思っています。そこに一歩でも近づくようにお願いしたいです。

いじめ等を防ぐためには、子ども 1 人に対するおとなの目がより多くあれば、より手厚くなるのかなと思っておりますので、教員の数を増やしていただく必要があると思います。我々としては全日制高校で 30 人学級というところを目指して要望しているところです。学校看護師やスクールサポートスタッフ等の外部人材なども人を増やしていただきたいと思います。



特別支援学校については、教室不足の問題があります。特に 知的障がいの特別支援学校では生徒が増えておりますので、喫 緊の課題となっております。一つの教室をカーテンで仕切った り、廊下で授業をしていたり、そのような現状がありますので、 その対策について求めているところです。

高校退学者に対しては、なかなか目の届かないようなところがありますので、どういう状態なのかを把握し、国として、地域として支援していけるような形にしていくことが必要だと思います。



■日本高等学校教職員組合

多様な学び・フリースクールの無償化を

多様な学び保障法を実現する会共同代表 喜多 明人 さん

法律案の第二章、第5節「教育を受ける権利を保障するための施策」という部分に焦点を当てて、私なりに意見を述べさせていただきます。

現在、ダイバーシティ、多様性の尊重という時代にあっては、 学校教育を含めて、多様性の確保、尊重が求められています。 学校外も含めて、多様な学びという子どもたちの自発的な学び を前提にした教育の再編を考えていく時代に来ているのではな いかと思います。2016年に成立しました「普通教育機会確保法」 を法的根拠として、学校外の多様な教育、学びに公的支援をお 願いできればと思います。

教育を受ける権利の平等保障から言えば、義務教育段階の学校外の普通教育についても、憲法第 26 条 2 項の精神にのっとり、義務教育の無償制が実施されなければいけない。つまり、フリースクールに対して全く公的支援、経済的支援がない中で、義務教育でありながら高額の授業料を取らざるを得ない。これが保護者にとって大変な負担になっております。従って学校にも行けないけれども、フリースクールにも行けないということ



が起こっています。

この法律案を再構成するには、それを支える権利の理念も再検討が必要だと思います。法律案の第 1 条では子どもの権利条約の理念にも依拠したものだということが示されていますが、第二章の第 5 節は憲法 26 条(教育を受ける権利)に基づいた理念であって、子どもの権利条約で言えば第 28 条(教育への権利)に基づき明文化されたものへと条文の再構築が必要なのではないかと思います。



■多様な学び保障法を実現する会

子どもの声を聞き反映するしくみを

広げよう!子どもの権利条約キャンペーン共同代表/ 認定NPO法人国際子ども権利センター(C-Rights)代表理事

甲斐田 万智子 さん

子どもの権利をどう実現していくか、子どもの意見表明権をど のように保障していくかという視点からご提言させて頂きます。

子どもの貧困、虐待、体罰、いじめ、性的搾取などの問題や、自尊感情も低く、自殺率も高いという状況で、これらを解決していく際に子ども自身が声を上げられていないことが大きな課題なのではないかと私たちは考えています。この現状を大きく変えていく法律が必要であり、その法律によっておとなが子どもの意見を聞くことを当たり前にして、その重要性を認識していけるような社会になってほしいと考えています。

そのためには、子どもの声を専門に聞く子どもコミッショナー、子どもの担当部署が必要だと考えており、子どもの権利保障のための人材を確保していく。その予算も大事だと考えています。そして、「子どもの権利が保障されているかを確認する仕組みをつくる」。「法律や政策・条例を子どもと共につくる」。そのためにも人材と予算が必要で、子ども総合基本法をもとにそれを実践していくことが大切です。

これまであまりにも子ども不在で物事が決められてきまし

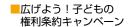


た。この法律にはぜひ子どものことは子どもも意見を言えるんだ、ということを明示した形で法律を作っていただきたいと考えています。

ネパールでは子どもの声を聞く制度というものが各自治体に組み込まれています。子どもが重要と思う問題について声を上げその声を反映します。その事業の10%から15%を国が予算をつけなければならないこととしています。

子どもは権利の主体であり、その権利を行使できる仕組みを 法律に盛り込み、ぜひ子どもたちの声を聴くことがあたり前の 社会にしていただきたいと思います。







■認定NPO法人 国際子ども権利センター(C-Rights)

子どもが参加・参画するしくみを

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン国内事業部 西崎 萌 さん

子どもに関する法律や新たな行政機関、子どもの権利擁護機関を作る際には、①子どもの権利条約の一般原則·差別の禁止、②子どもの最善の利益・生命生存発達の権利・子どもの意見の尊重、③意見表明、④子どもの参加の4つを基盤としていただければと思います。

皆さん、自分に関わりのあることを、自分を抜きには決めて欲しくないですよね。子どもも同じで、子どもには意見を表明する権利があります。効果的で意味のある質の高い子ども参加という仕組みが必要です。子どもの参加とは、自分自身に直接的あるいは間接的に関わりのある全ての事柄において、子どもが適切かつ十分に情報を与えられ、意見を表明し、かつ尊重され、積極的に関与することです。

一度きりのイベントを開催するというのではなく、子どもの 声を聞く仕組みと、十分な資金や人材を確保して、継続的な活 動にしていただく必要があります。そして、その声を十分に考



慮して政策施策に反映していくこと、その結果を必ず子どもたちにフィードバックしていくことも重要となります。これは必ずしも出てきた意見全部を取り入れるということではありません。難しい場合には、なぜ難しいのか、どうしたら実現できそうかなどということもとても大事になります。

また、新しい省庁が創設された際には、子ども会議や子ども 議会など、子どもの声を行政に反映するしくみを作ってほしい と思います。

子どもの権利は、子ども自身が権利の主体であり、声をあげていいんだと思えるようになること。そして周りのおとな、社

会が子どもの意見を聞くことが重要である ということが広がるように法律に含めてい ただきたいと思います。

■公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

障がいを持った私たちが、もっともっと 安心して学べる日本にしてください

佐野 夢果 さん

インクルーシブ教育の会の一木玲子先生からのご紹介で参加させていただいています。静岡県掛川市に住んでいる中学3年生の受験生です。「子ども」と「当事者」という立場からお話させていただきたいと思います。

私は小中学校の間、特別支援学校ではなく地域の学校に通ってきましたが、その中でたくさんの経験をして、仲間を作ることで今の私があって、夢に向かうことができています。今一番感じることは障がいのない人とインクルーシブ※な環境で育つことがとても大切なことだということです。

私の周りのお友達や先生は、固定概念にとらわれないアイディアマンが多くて、私が小学1年生のときなどは、車いすで入れない砂場に友達が段ボールを持ってきて敷いてくれたり、学校行事の川遊びのときにも、濡れてもいいからということで、災害用の車椅子を持ち出して、川で水遊びをしたりした楽しい思い出があります。

お互い、日々一緒にいる仲間から感じたり学ぶことが一番だと思っています。その思い出は一生の宝物だし、だからこそ私は今、高校に受験をすることを決めました。

車いすを使用している私には、バリアフリー設備があって安 心して通える学校が少ないため、限られた選択肢の中でどう生



きていくかをいつも考えています。もっともっと安心して学べ、 障がいのない友だちと同じように選択できる日本になって欲し いと強く感じています。希望している高校に入学でき、豊かで 楽しい学校生活を送れるようにサポートをお願いしたいです。

もちろん受験があるので私も勉強を一生懸命頑張っています。 私は小中学校では、介助員さんのサポートを受けて学校生活 を送ってきました。義務教育は終わりますが、私にも学ぶ権利 はあります。ぜひ、高校にも介助員制度を作ってもらえたらと 思っています。

そして通学の問題です。雨が降ったり、親が体調を崩したから行けないのはつらいです。名古屋市のように通学に使える移動のサポート制度があればいいなと思います。

最後になりますが、全ての子どもたちが自分の選択肢の中で、 笑顔で暮らせるような社会になってほしいなと感じています。 ※インクルーシブ教育

個人が必要とする様々な調整=「合理的配慮」のもと、障がい を持つ者と持たない者が地域の普通学級でともに学ぶこと。

■インクルーシブ教育の会

連絡先: ichiki.reiko.2017@gmail.com

おわりに

意見交換会では、日頃から子どもたちへの支援をされている皆さまからご 意見を伺い、子どもへの投資は国の生き残りと成長がかかってるんだという 覚悟を持って、「子どものためのほうりつ」をしっかり作っていかなくてはな らないということを、あらためて確認しました。

また、制度の壁で子どもが選別をされることがないように、対象は「すべての子ども」とすべきであることを強く再認識し、また、まさに今、新型コロナウイルス感染症が拡大し、苦しい状況にあった方がさらに厳しい立場に置かれていることを意識しなければならないと思います。



困っている方が救われていなければ、今の制度はきちんとセーフティーネットを発揮していないということになります。

この意見交換会で頂いた貴重なご意見を、しっかりと今後の政策立案に反映し、より良い政治を目指して まいります。立憲民主党が皆さんとつながって、これからも政策をリードしていきたいと思っております。 引き続きよろしくお願いいたします。

子ども・子育てプロジェクトチーム事務局長/衆院議員 岡本あき子



つながる本部 子ども・子育てPT



お問い合せは 地域の立憲民主党へ

立憲民主党 つながる本部&子ども・子育てPT 「『子どものためのほうりつ』意見交換会」報告書

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビルディング3F TEL:03-6811-2301(代表) URL https://cdp-japan.jp/